

## 令和5年第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（金） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所会議室1

3. 出席委員 12名

中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明  
上村博文 境 良一 鎌賀和夫 太田桂子  
芥川高一 芥川清二 宮本久美子 加悦雅浩

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 小森委員 芥川（高）委員

6. 議 事

- (1) 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第27号 農用地利用集積計画の同意について
- (4) 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和5年第8回の総会を開催いたします。本日は、委員全員ご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは、本日もお忙し中ご出席頂きましてお礼申し上げます。7月20日から農業委員会の新体制となりました。農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名、事務局5名、総計30名の体制となります。これから3年間各地区で農業委員、農地利用最適化推進委員一致となりご協力よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、中村委員さんと芥川高一委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番については、申請人から取り下げの依頼がありましたので今回の総会では保留といたします。議案書からの削除をお願いします。

境議長 それでは次に申請番号2番について確認委員の安田委員からご説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番について親子間の権限移譲でありますので特に問題はないものと思われれます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は100m以内、農業年数は14年、農機具を所有し、主たる作物は、米になり、3条の要件は満たしているものと思われれます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番から8番については関連していますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明します。まず、福岡県在住の譲渡人から、相続した農地の維持管理に苦慮しているため手放したいと事務局に相談がありました。そこで、地元の農業者で農地の受け手がないか地区の区長さんにも相談しながら探していたところ、6名で計9筆の農地の譲渡先が決定しました。遠方に居住する方が農地を相続した場合、管理が行き届かずに耕作放棄地になってしまうことも多いため、地元の農業者に農地として引き継ぐという良い事例になるのではないかと思います。また、譲渡される農地については、1件ずつご説明しますので、譲受人ごとにご審議ください。申請番号3番について説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は徒歩5分、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は、米、玉ねぎになり、3条の要件は満たしているものと思われま。申請番号4番について説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は徒歩5分、農業年数は10年、農機具を所有し、主たる作物は、水稲、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われま。申請番号5番について説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は約250m、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は、水稲、甘藷、大根になり、3条の要件は満たしているものと思われま。申請番号6番について説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は徒歩10分、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は、米になり、3条の要件は満たしているものと思われま。申請番号7番について説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は徒歩3分、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は、水稲、ピーマンになり、3条の要件は満たしているものと思われま。申請番号8番について説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は約100m、農業年数は10年、農機具を所有し、主たる作物は、米、スイカ、なすになり、3条の要件は満たしているものと思われま。なお、申請地は農業用倉庫、農業用通路として利用されます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番3番から8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番から8番については承認致します。次に申請番号9番について確認委員の鎌賀委員からご説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号9番について特に問題はないものと思われませんが、現状耕作がなされていない状況ですので農地として適正管理の指導を行っていかうと思います。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号9番について説明いたします。地図は8ページです。申請地までの通作距離は約200m、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われまます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番9号番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので9番については承認致します。次に申請番号10番について確認委員の加悦委員からご説明をお願いします。

加悦委員 申請番号10番について特に問題はないものと思われまます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号10番について説明いたします。地図は9ページです。申請地までの通作距離は約40km、農業年数は12年、農機具を所有し、主たる作物は、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われまます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番10号番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので10番については承認致します。以上、議案第24号について9件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号1番については、特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、赤瀬町に居住する個人です。平成28年以降、主に下網田町で農業を営んでおり、申請地まで耕作の手が回らない状態であったため、隣接する建築会社に資材置場として貸出したいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

長溝委員 資材置き場は何の資材置き場か。

事務局 建設用資材置き場となります。なお、既に転用されているため始末書案件となります。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。以上、議案第25号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の那須委員から説明をお願いします。

那須委員 申請番号1番について、宅地分譲が計画されていますが、大雨時の排水が気になり確認しましたところかさ上げをしての対処を検討しているとのことでありました。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、熊本市で不動産業等を営む法人です。申請地は、上下水道が整備され、主要道路からも近く、利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は都市計画用途地域内にある農地で、第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の那須委員から説明をお願いします。

那須委員 申請番号2番について確認しましたが特に問題ないと思われま

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、熊本市で不動産業等を営む法人です。申請地は付近の宅地化が進んでおり、主要な道路も近く利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は都市計画用途地域内にある農地で、第3種農

地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番について確認しましたが特に問題ないと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は16ページです。申請人は、網引町で不動産業等を営む法人です。申請地は、小学校に近く、住宅購入を希望される方もいるため、建売住宅の需要が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。以上、議案第26号について3件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第27号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の19ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定はありませんでした。すべて、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。次に2

0 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が 1,616 m<sup>2</sup>、樹園地が 3,500 m<sup>2</sup>、合計が 5,116 m<sup>2</sup> となっています。次に 21 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 8 回総会時点での令和 5 年の累計は、基盤法による利用権の再設定が 54,583 m<sup>2</sup>、農業公社による利用権の新規設定が 47,823 m<sup>2</sup>、所有権の移転は 11,311 m<sup>2</sup>です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 27 号について承認します。次に報告第 8 号「農地の賃貸借等の合意解約の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。23 ページをお開きください。番号 1 番については、取下げの依頼がありましたので議案書から削除をお願いします。解約件数は 1 件、総合計は 1 筆で 1,182 m<sup>2</sup>です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 8 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれを持ちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上を持ちまして令和 5 年第 8 回農業委員会総会を閉会します。

議 長	境 良一	印
議事録署名人	小森 公明	印
議事録署名人	芥川 高一	印